

熊本県被災建築物応急危険度判定士認定要項

(目的)

第1条 この要項は、熊本県地域防災計画に規定する被災建築物応急危険度判定士に係る認定及び登録等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、「応急危険度判定」とは、被災建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性を判定することをいう。

2 この要項において、「被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）」とは、この要項の定めるところにより知事の認定を受けた者をいう。

(認定)

第3条 知事は、熊本県地域防災計画に規定する被災建築物の応急危険度判定活動を実施するため、この要項の定めるところにより、判定士を認定することができるものとする。

2 前項の認定は、判定士の認定を受けようとする者の申請により行うものとする。

(認定基準)

第4条 判定士の認定基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 県内に在住し、又は在勤している者であること。
- 二 建築士法（昭和25年法律202号）の規定に基づく一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士の免許を有している者又は知事がこれと同等以上の知識を有していると認める者であること。
- 三 第11条の規定に基づいて知事又は知事が指定する者が行う応急危険度判定の知識及び技術を修得するための講習を受講している者であること。ただし、他の都道府県等で判定士の認定を受けている者は、講習を受講した者とみなすものとする。
- 四 建築士法に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられた者である場合は、その刑に処せられた日から起算して2年を経過していること。
- 五 禁固以上の刑に処せられた者（建築士法に違反して、又は建築物の建築に関して罪を犯して刑に処せられた者を除く。）である場合は、その刑の執行を終えて、又は刑の執行を受けることがなくなっていること。

(認定の申請)

第5条 判定士の認定を受けようとする者は、被災建築物応急危険度判定士認定申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類その他知事が必要と認めた書類を添えて知事に提出しなければならないものとする。

- 一 一級建築士、二級建築士又は木造建築士にあつては、建築士免許証の写し
- 二 特定建築物調査員にあつては、特定建築物調査員資格者証の写し
- 三 一級建築施工管理技士又は二級建築施工管理技士にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第3項に規定する合格証明書の写し
- 四 第11条の規定に基づく講習会を受講したことを証する書面、ただし他の都道府県等で判定士の認定を受けている者は、その認定を受けていることを証する書面
- 五 申請者の写真（申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3cm横2.5cmの写真）2枚

(登録及び認定証等の交付)

第6条 知事は、前条の申請書が提出された場合において、その内容が第4条に定める認定の基準に適合すると認めるときは、被災建築物応急危険度判定士名簿（以下「判定士名簿」という。）に登録するとともに、被災建築物応急危険度判定士認定証（別記第2号様式、以下「認定証」という。）及び被災建築物応急危険度判定士認定証明証（別記第3号様式、以下「認定証明証」という。）を申請者に交付するものとする。

2 判定士名簿には、次の各号に掲げる事項を登録する。

- 一 氏名及び性別
- 二 生年月日
- 三 現住所
- 四 勤務先及び連絡先

(登録事項の変更)

第7条 判定士は、第6条第2項に定める登録事項について変更が生じた場合は、速やかに被災建築物応急危険度判定士登録事項変更届出書（別記第4号様式）に認定証及び認定証明証を添えて知事に提出しなければならないものとする。

2 知事は、前項の届出書が提出された場合は、直ちに判定士名簿の登録事項を変更するものとし、認定証又は認定証明証の記載事項に変更が生じた場合は、新たに変更に係る認定証又は認定証明証を申請者に交付するものとする。

(認定取消し申請)

第8条 判定士は、認定の取消しを申請する場合は、被災建築物応急危険度判定士認定取消申請書（別記第5号様式）に認定証及び認定証明証を添えて知事に提出しなければならないものとする。

(認定の取消し及び登録の削除)

第9条 知事が前条の規定による申請があった場合、または次の各号の一に掲げる事実が判明した場合には、認定を取り消すものとする。

- 一 判定士が虚偽若しくは不正の事実に基づいて認定を受けたことが判明した場合
- 二 第4条に定める認定基準に適合しないこととなった場合
- 三 判定士が死亡した場合
- 四 判定士が成年被後見人又は被保佐人となった場合
- 五 第11条に規定する所在地の定期的確認による連絡がとれなくなった場合
- 六 他都道府県から判定士として認定した旨通知を受けた場合

2 知事は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、判定士名簿の登録を抹消するものとし、前条の規定による申請があった場合を除き、本人（前項第3号にあってはその相続人、第4号にあってはその後見人又は保佐人。以下「相続人等」という。）にその旨を通知する（第5号及び第6号の規定に基づき認定を取り消した場合及び相続人等の所在が不明の場合を除く。）。

3 前項の通知を受けた者は、速やかに知事に認定証及び認定証明証を返納しなければならない。

(再交付の申請)

第10条 判定士は、認定証又は認定証明証を紛失したとき、又は認定証明証の更新を希

望するときは、被災建築物応急危険度判定士認定証等再交付申請書（別記第6号様式）にその事由を記載し、紛失した場合を除き、認定証又は認定証明証を添えて知事に提出しなければならないものとする。

2 知事は、前項の申請書が提出された場合は、速やかに申請に係る認定証又は認定証明証を申請者に再交付するものとする。

（講習の実施等）

第11条 知事は、被災建築物応急危険度判定の認定が適切に行われるよう応急危険度判定の知識及び技術の修得又は維持向上のための講習の実施、連絡訓練の実施、所在地等の定期的な確認の実施その他の措置を講ずるものとする。

（委任）

第12条 この要項に定めるもののほか、判定士の認定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要項は、平成8年3月14日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この要項は、平成13年5月11日から施行する。

第2条 この要項の施行の際現に改正前の熊本県被災建築物応急危険度判定士認定要項第6条第1項の規定に基づく認定証明証は、改正後の熊本県被災建築物応急危険度判定士認定要項第6条第1項に基づく認定証明証とみなす。

附 則

（施行期日）

この要項は、平成15年2月20日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要項は、平成23年7月11日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要項は、令和3年2月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要項は、令和3年6月25日から施行する。